

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則及び大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月17日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第5号

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則及び
大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会
規則の一部を改正する規則

(大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則(平成27年大阪広域水道企業団規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、経営管理部 <u>財務課</u> において行う。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、経営管理部 <u>会計課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則(平成24年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、経営管理部 <u>財務課</u> において行う。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、経営管理部 <u>会計課</u> において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。